

指宿広域市町村圏組合汚泥リサイクルセンター安全監視委員会設置要綱
(令和2年指宿広域市町村圏組合告示第4号)

(目的及び設置)

第1条 指宿広域市町村圏組合が設置する指宿広域汚泥リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）の運営に当たって、地域住民の安全確保及び生活環境の保全を図るため、指宿広域汚泥リサイクルセンターに係る環境保全協定書第9条の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合汚泥リサイクルセンター安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 安全監視委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) リサイクルセンターの運営について、必要な監視をすること。
- (2) リサイクルセンター周辺の定期的な監視をすること。
- (3) リサイクルセンター周辺流域の水質等の監視及び確認をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公害や災害防止のために必要な監視をすること。

(組織)

第3条 安全監視委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 十町区を代表する者 2人
- (2) 仙田区を代表する者 2人
- (3) 川尻区を代表する者 2人
- (4) 関係市の所管課長 各1人

3 安全監視委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、安全監視委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 安全監視委員会の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 安全監視委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の開催は、原則年1回とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時の会議を開催することができる。

3 安全監視委員会における議決は、出席委員の過半数をもって議決する。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する業務の状況を取りまとめ、毎年度1回、十町区、仙田区及び川尻区（以下「関係地区」という。）の住民に対し、報告するものとする。ただし、関係地区の住民の生活環境の保全上、必要があると認められる場合には、委員長は、報告回数を変更することができるものとする。

(報告の方法)

第7条 前条の規定による報告は、関係地区の自治会を通じて、紙媒体の記録の閲覧又は配布等の方法により行う。

(庶務)

第8条 安全監視委員会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、安全監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が安全監視委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。